

## 五戸まつり条例

五戸まつりは、五戸町の成長とともに、多くの先人によって引き継がれてきたかけがえのない伝統行事であり、担い手となる地域の人々だけでなく、五戸町を愛し、誇りに思う全ての人々の力が必要である。

よって、五戸まつりを次世代へ引き継ぎ、地域の活性化に資するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、五戸まつりに対する意識の高揚と参加を促し、町民、事業者及び町の協働により、町のにぎわいの創出に資することを目的とする。

(町民の役割)

第2条 町民は、家庭、学校、職場及び地域において、五戸まつりの理解を深め、参加、観覧その他、五戸まつりへの支援、協力を努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 事業者は、地域社会の一員として積極的に五戸まつりに参画できるよう支援、協力を努めるものとする。

(町長の役割)

第4条 町長は、町民及び事業者が五戸まつりの感動と楽しさを享受できるよう、五戸まつりへの参加及び協力を促し、支援に努めるものとする。

2 町長は、町民、事業者等の五戸まつりに対する理解と関心が深まるよう、情報発信に努めるものとする。

3 町長は、五戸まつりの保存及び継承に対する支援に努めるものとする。

(町教育委員会の役割)

第5条 町教育委員会は、五戸まつりの理解を深め、児童生徒が参加、観覧できるよう支援、協力を努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。